

城南島海浜公園「つばさドッグラン」利用規約

「つばさドッグラン」のご利用は年度ごとの登録制となっております。

初めてご利用される場合は、事前に大井ふ頭中央海浜公園・城南島海浜公園・辰巳の森海浜公園のいずれかの公園管理所にて利用登録を行ってください。登録手続きは、公園管理所で利用規約にご同意いただいたうえで受付いたします。ご利用の際は、飼い主の方が必ず登録証を首から下げ、外から見える状態で着用してください。また、継続してご利用いただく場合は、毎年6月30日までに更新手続きが必要となります。ドッグラン内では引き続き登録証を着用のうえ、ご利用をお願いいたします。

皆さまが安心して快適に過ごせる環境づくりのため、利用規約をお守りいただき、マナー向上にご協力くださいますようお願いいたします。なお、公園管理事務所の定休日は毎週水曜日(祝日・都民の日の場合は翌日)、12月29日から1月3日(但し、3月26日から4月5日と7月21日から8月31日は無休)となりますので登録手続き等の際はご注意ください。

【ドッグラン利用時間】午前7時00分～午後9時00分

ドッグランは、犬の飼い主がマナーとルールを守りながら、愛犬を運動させたり遊ばせたりできる施設です。

利用にあたっては、周囲の方と譲り合い、お互いが快適に過ごせるよう配慮しつつ、飼い主ご自身の責任においてご利用ください。

1. 利用者の方々が仲良く譲り合い、自らの責任において利用してください。ドッグラン内で生じた愛犬、飼い主の事故・ケガ・その他のトラブルなどは、直接当事者間で解決してください。公園管理者は責任を負いません

(1) 利用者とは、利用登録をした方とその同伴者。

(2) ドッグラン内で起きたすべてのトラブルは、犬・人にかかわらず当事者間で解決して下さい。トラブルの際、登録証やお互いの連絡先などを求められた場合は、拒むことなく応じます。

(3) 咬傷事項等は『東京都動物の愛護及び管理に関する条例』に基づき、適切な対応を行ってください。

※飼い主は被害者に対し、直ちに適切な応急処置及び新たな事故発生の防止措置を行ってください。必要により救急の要請などをしてください。また、公園管理所に報告を行ってください。

※事故発生から24時間以内に保健所か動物愛護相談センターに届け出をしてください。また、飼い主は事故発生から48時間以内に、その犬を狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させてください。

2. ドッグラン内で、犬への餌やり、利用者の飲食や喫煙は行わないでください

(1) 犬へのおやつやご褒美も禁止です。

(2) 犬への飲み水は、周りの犬に十分注意して、与えてください。

(3) 利用者の方の場内での昼寝や、イス・レジャーシート・**ベビーカー・ドッグカー**等の持ち込みは禁止です

3. 飼い主として責任をもって愛犬の排泄物やゴミはお持ち帰りください

(1) 愛犬の糞や嘔吐物は速やかに処理し持ち帰る事とし、園内のゴミ箱に捨てたりトイレに流したりすることはお止めください。また、愛犬が掘った穴などは必ず埋めてください。排泄をした場所には臭いを残さないためにも水を掛け流してください。

4. 犬と飼い主は一緒に入場してください

(1) 中学生以下だけの利用はできません。**犬の制御の出来る保護者の同伴が必要です。**

(2) ドッグランは犬の遊び場です。犬との接触・飛びつきなどにより転倒するなどケガの危険があります。

また、人が走り回るとは、犬を挑発する行為になり大変危険ですので、絶対に行わないでください。

(3) **未就学児の方のご入場は出来ません。(犬が遊び相手だと判断する可能性があり危険なため)。**

(4) 入場の時はドッグラン入口手前及び2重扉内ではリードを放さないで下さい。必ずドッグランに入って犬をなれさせてから、リードを放してください。また、退出の時は2重扉手前でリードを付けてから退出してください。

5. 飼い主は愛犬をドッグランの雰囲気になじませてから、リードを外すようにしてください。

また、1人の飼い主が放せる犬は1頭とします。

(1) ドッグランに慣れていない犬や、飼い主の命令を聞けない(呼んでも戻って来ない等)しつけが不十分な犬は、ドッグラン内でリードを外さないで下さい。

6. 飼い主は愛犬から目をはなさないように注意し、他の犬や利用者の迷惑とならないようにご協力ください

(ご家庭での環境とは違うため、愛犬が思わぬ行動をとることがあります)

- (1) 怖がっている犬を追いかけたり、吠え続けたり、他の犬にマウンティングをした場合は、飼い主は速やかに止めさせてください。リードを付けるなどして、愛犬を落ち着かせるようにしてください。
- (2) **飼い主は、ドッグラン内において愛犬から目を離す行為を一切行わないでください。同伴者との会話やスマートフォンの操作等により愛犬から注意を逸らす行為はおやめください。**
- (3) 土を掘るなど施設内の現状を変える行為は禁止です。愛犬が行っているときは直ちにやめさせてください。
- (4) 用足しなどドッグランから一時的に外に出られる際は、犬やお子様を残したまま出ることはお止めください。

7. 競技(アジリティ・フリスビードッグ等)を目的とした練習・活動及び営利目的の利用はできません

(大井ふ頭中央海浜公園主催のイベント「しつけ教室」等の催事は例外です)

- (1) **犬の遊び道具は単独利用時のみ可能ですが、必ずお持ち帰りください。**また、特に小さなボールなどは誤飲の原因となりますのでご使用はお控えください。
- (2) 人同士の遊具(キャッチボール・バトミントン・フリスビー等)及びレジャーシートの利用はすべて禁止です。

8. その他、利用についての注意及び禁止事項

- (1) ドッグラン利用登録証の譲渡、貸借はできません。また、紛失した際は速やかに管理事務所に届け出てください。
- (2) 水道の出しっぱなし、水遊びはできません。
- (3) 退場の際は、排泄物やゴミが落ちてないか、遊具等の置き忘れがないか確認して、必ず持ち帰りください。
- (4) ドッグラン施設を損傷させたときは、直ちに管理事務所に申し出てください。損傷箇所は原状回復をお願いすることもあります。
- (5) 営利目的の利用や営業活動・布教活動・勧誘活動はできません。
- (6) 当公園が許可していないテレビ・雑誌などの撮影や取材、および他のお客様やその愛犬の肖像権・プライバシー権を侵害する可能性のある撮影(無断での撮影、SNS等への公開)はご遠慮ください。

9. 以下に該当する場合は、ご利用になれません

- (1) 利用登録を行っていない犬。
- (2) 法令等によって定められた犬監札・狂犬病予防接種済票を携帯していない犬。
- (3) 当日、噛みつきなどのトラブルを起こした犬。
- (4) 発情期の犬及び病気の犬。
- (5) 闘犬及び猟犬目的の飼育した犬など、他の利用者に恐怖感を与える犬。
- (6) 犬以外の動物。

※ 管理上支障がある場合、係員の指示に従わない場合は利用をお断りする場合があります。

10. その他

- (1) 『しつけ教室』開催時には、一般の利用を制限させていただきます。
- (2) 維持管理(草刈り等)・補修作業などのため、ドッグランを閉鎖することがあります。また、緊急工事など管理運営上やむを得ない場合は、予告なしに閉鎖することがあります。
- (3) 大雨・強風等や災害発生時など管理者が危険と認めたときは、閉鎖することがあります。
- (4) 管理事務所で占有許可を行った撮影などをドッグラン内で行う事もあります。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

11. 利用規約は必要に応じて改定することがあります。

12. 個人情報保護について

利用登録その他の手続きを通じて取得した利用者の個人情報について、別途定めるプライバシーポリシーに基づき、適切に取り扱います。

下記ドッグランで共通利用ができます。利用の際は各ドッグランの利用規約を順守してください。

大井ふ頭中央海浜公園「しおさいドッグラン」 品川区八潮4-1-19 (大井スポーツセンター) 03-3790-2378	辰巳の森海浜公園「たつみの森ドッグラン」 江東区辰巳2-1-35 (公園管理事務所) 03-5569-8672
--	--